

議第42号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例  
京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。  
別表第1 京都市山科児童館の項を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市山科児童館を廃止する必要があるので提案する。